



臨時株主総会 招集ご通知

日時

2024年12月19日(木曜日)
午前10時

場所

石川県白山市福留町201番地1
当社会議室
(開催場所が前回の定時株主総会と異なっております
ので、お間違えないようお願い申し上げます。)

決議
事項

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 第三者割当による新株式発行
及び第4回新株予約権発行の件

北日本紡績株式会社
証券コード：3409



証券コード 3409
2024年12月4日
(電子提供措置の開始日2024年11月27日)

株主各位

石川県白山市福留町201-1
北日本紡績株式会社
取締役社長 粕谷俊昭

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「臨時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト(<https://www.ktbo.co.jp>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして銘柄名(会社名)に「北日本紡績」又は証券コードに「3409」を入力検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年12月18日(水曜日)午後5時15分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年12月19日(木曜日)午前10時
2. 場 所 石川県白山市福留町201番地1
当社 2階会議室
(開催場所が前回の定時株主総会と異なっておりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。)
3. 目的事項
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 第三者割当による新株式発行及び第4回新株予約権発行の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### (1) 提案の理由

将来における事業規模の拡大等に備え、機動的かつ柔軟な資本政策の実行を可能にするため、現行定款第6条（発行可能株式総数）に定める当社の発行可能株式総数を69,599,576株から、85,925,976株に増加させるものであります。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

| 現 行 定 款                                                    | 変 更 案                                                      |
|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 第2章 株 式                                                    | 第2章 株 式                                                    |
| 第6条<br>（発行可能株式総数）<br>当社の発行可能株式総数は、 <u>69,599,576株</u> とする。 | 第6条<br>（発行可能株式総数）<br>当社の発行可能株式総数は、 <u>85,925,976株</u> とする。 |

## 第2号議案 第三者割当による新株式発行及び第4回新株予約権発行の件

### 1. 提案の理由

本議案は、第三者割当による新株式（以下、「本新株式」といいます。）及び第4回新株予約権の発行（以下、「本新株予約権」といい、本新株式と併せて「本第三者割当増資」といいます。）を行うことについて、本第三者割当に伴う希薄化率が25%以上であることから、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程第432条に基づき、本第三者割当増資について、株主の皆様の特決議によるご承認をお願いするものであります。

### 2. 募集の概要

<本新株式の概要>

|                     |                                                                                |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 払込期日            | 2025年1月15日（水曜日）                                                                |
| (2) 発行新株式数          | 当社普通株式 4,000,000株                                                              |
| (3) 発行価額            | 1株につき 金50円                                                                     |
| (4) 発行価額の総額         | 200,000,000円                                                                   |
| (5) 割当方法<br>(割当予定先) | 第三者割当の方法によります。<br>PT ASIA PLASTIK VICTORI 2,000,000株<br>ミツワ樹脂工業株式会社 2,000,000株 |
| (6) 資本組入額           | 1株 25円（総額100,000,000円）                                                         |
| (7) その他             | 前記各号については、金融商品取引法による届け出の効力発生を条件とする。                                            |

<本新株予約権の概要>

|                      |                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 割当日              | 2025年1月16日（木曜日）                                                                                                                                                                                         |
| (2) 新株予約権の総数         | 500,000個（新株予約権1個につき目的となる株数は100株）                                                                                                                                                                        |
| (3) 発行価額             | 新株予約権1個当たり77円（総額 38,500,000円）                                                                                                                                                                           |
| (4) 当該発行による<br>潜在株式数 | 50,000,000株                                                                                                                                                                                             |
| (5) 資金調達の種類          | 3,038,500,000円<br>（内訳）<br>新株予約権発行分 38,500,000円<br>新株予約権行使分 3,000,000,000円<br>上記資金調達の額は、本新株予約権の払込金の総額に、すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記資金調達の額は減少します。 |
| (6) 行使価額             | 当初行使価額：1株につき60円                                                                                                                                                                                         |
| (7) 割当方法<br>（割当予定先）  | 第三者割当の方法によります。<br>PT ASIA PLASTIK VICTORI 250,000個<br>ミツワ樹脂工業株式会社 250,000個                                                                                                                              |
| (8) 行使期間             | 2025年1月16日から 2028年1月15日                                                                                                                                                                                 |

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(9) その他</p> | <p>① 譲渡制限<br/>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>② 取得条項<br/>本株主総会において、発行可能株式総数の増加に係る定款変更に関する議案並びに有利発行による本新株予約権の発行及びこれに伴う大規模な希薄化に関する議案がそれぞれ承認されることを条件とします。<br/>本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して当該各取引日に適用のある行使価額の120%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき当初発行価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他合理的方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。</p> <p>③ その他<br/>前記各号については、金融商品取引法による届け出の効力発生を条件とする。</p> |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(注) 末尾に本新株式及び本新株予約権の発行要項を添付しております。

### 3. 割当予定先の概要

#### ① PT ASIA PLASTIK VICTORI

|                     |                                                                                                           |                                 |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| (1) 名称              | PT ASIA PLASTIK VICTORI                                                                                   |                                 |
| (2) 本店の所在地          | JL. HANG KESTURI KAV. A-39 & A-02, Desa/Kelurahan Kabil, Kec. Nongsa, Kota Batam, Provinsi Kepulauan Riau |                                 |
| (3) 代表者の役職及び氏名      | CEO HENDRA                                                                                                |                                 |
| (4) 資本金             | 424万円                                                                                                     |                                 |
| (5) 事業の内容           | プラスチック樹脂、プラスチック製品の販売及び輸入輸出業務、投資業務                                                                         |                                 |
| (6) 設立年月日           | 2022年1月1日                                                                                                 |                                 |
| (7) 発行済株式数          | 500株                                                                                                      |                                 |
| (8) 決算期             | 12月                                                                                                       |                                 |
| (9) 従業員数            | —                                                                                                         |                                 |
| (10) 主要取引先          | —                                                                                                         |                                 |
| (11) 主要取引銀行         | United Overseas Bank Limited                                                                              |                                 |
| (12) 主たる出資者及びその出資比率 | HENDRA 60%<br>NATALIA INDRIATI 40%                                                                        |                                 |
| (13) 当社と割当予定先との間の関係 | 資本関係                                                                                                      | 本割当予定先が保有している当社の株式の数：4,081,600株 |
|                     | 取引関係                                                                                                      | 該当事項はありません。                     |
|                     | 人的関係                                                                                                      | 該当事項はありません。                     |
|                     | 関連当事者への該当状況                                                                                               | 該当事項はありません。                     |

| (14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 |           |           |           |
|-----------------------|-----------|-----------|-----------|
|                       | 2021年12月期 | 2022年12月期 | 2023年12月期 |
| 純資産                   | -         | 772百万円    | 1,140百万円  |
| 総資産                   | -         | 1,178百万円  | 1,429百万円  |
| 1株当たり純資産              | -         | 2百万円      | 3百万円      |
| 売上高                   | -         | 1,308百万円  | 1,166百万円  |
| 営業利益(△損失)             | -         | 801百万円    | 395百万円    |
| 経常利益(△損失)             | -         | 801百万円    | 390百万円    |
| 当期純利益(△損失)            | -         | 767百万円    | 367百万円    |
| 1株当たり当期純利益            | -         | 1,500千円   | 700千円     |
| 1株当たり配当金              | -         | 0円        | 0円        |

※PT ASIA PLASTIK VICTORIは2022年1月1日設立のため2021年12月期は経営成績及び財政状態は記載しておりません。

※上記の日本円への換算は2024年10月31日現在の為替レート(1ルピア=0.00967円)にて行っております。

## ② ミツワ樹脂工業株式会社

|                |                              |
|----------------|------------------------------|
| (1) 名称         | ミツワ樹脂工業株式会社                  |
| (2) 本店の所在地     | 埼玉県川口市本蓮1-23-3               |
| (3) 代表者の役職及び氏名 | 代表取締役社長 平野 正浩                |
| (4) 資本金        | 7,500万円                      |
| (5) 事業の内容      | クリーニング用ハンガー製造<br>クリーニング用包材製造 |
| (6) 設立年月日      | 1965年7月26日                   |
| (7) 発行済株式数     | 75,000株                      |
| (8) 決算期        | 6月                           |
| (9) 従業員数       | 69名                          |

|                       |                          |                                 |          |
|-----------------------|--------------------------|---------------------------------|----------|
| (10) 主要取引先            | 株式会社ナガシマ化学工業             |                                 |          |
| (11) 主要取引銀行           | 千葉銀行                     |                                 |          |
| (12) 主たる出資者及びその出資比率   | Francis Capital Inc 100% |                                 |          |
| (13) 提出者と割当予定先との間の関係  | 資本関係                     | 本割当予定先が保有している当社の株式の数:2,039,700株 |          |
|                       | 取引関係                     | 該当事項はありません。                     |          |
|                       | 人的関係                     | 該当事項はありません。                     |          |
|                       | 関連当事者への該当状況              | 該当事項はありません。                     |          |
| (14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 |                          |                                 |          |
|                       | 2022年6月期                 | 2023年6月期                        | 2024年6月期 |
| 純資産                   | 1,292百万円                 | 1,297百万円                        | 1,302百万円 |
| 総資産                   | 1,498百万円                 | 1,534百万円                        | 1,605百万円 |
| 1株当たり純資産              | 17,235円                  | 17,303円                         | 17,361円  |
| 売上高                   | 970百万円                   | 1,160百万円                        | 1,150百万円 |
| 営業利益                  | 0.6百万円                   | 11百万円                           | △4百万円    |
| 経常利益                  | 13百万円                    | 11百万円                           | 2百万円     |
| 当期純利益                 | 9百万円                     | 5百万円                            | 4百万円     |
| 1株当たり当期純利益            | 131円                     | 68円                             | 57円      |
| 1株当たり配当金              | 0円                       | 0円                              | 0円       |

なお、各割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係の欄については、別途時点を明記していない限り、2024年11月19日現在におけるものであります。

## 4. 募集の目的及び理由

### (1) 第三者割当の目的及び理由

当社は、2024年6月18日に発表した中期経営計画において既存事業の強化に加え更なる新規事業の実現が今後の継続的な成長には必要不可欠と掲げております。

先ず紡績事業におきましては、設備の老朽化更新の時期にきております。特にアラミド繊維の中でも高付加価値分野である官需要（防護服等）の安定生産をするためには設備投資が必須と考えております。次にテキスタイル事業におきましては、コロナ鎮静後、需要は確実に伸びてきており、増産・増販の為の資金需要が発生してきており、それに対応できる資金確保が必要となってきております。

新規事業の一環として、2023年8月28日にM&A事業に取り組んでいく開示を行い、その後どのような形態で当該事業を推進していくか検討して参りました。その結果として2024年7月24日「KITABO M&A Consultant 部門本格的事業開始のお知らせ」に開示したとおり、当社は自社投資型M&Aを目指しており、M&A及び資本業務提携の相手先企業は現金を対価とする手法を希望するケースがほとんどであり、手元の資金の大小や機動的な資金調達ができるか否かが迅速に案件をクローズできるか否か、相手先企業との交渉力やM&Aを目論む競合他社との競争に影響することがあると考えております。そこで、潜在的なM&A及び資本業務提携の機会を逸さないためにも、あらかじめ当該資金を確保しておくことが重要と考えております。現時点において、具体的に決定しているM&A及び資本業務提携はございませんが、数社と交渉は開始しております。

また、2024年9月30日時点における当社の自己資本比率は50.8%、有利子負債比率は55.5%と一般的な安全性の基準内に収まっているものの、当社の純資産の内容が約半分は評価差額から構成され、利益剰余金も長年マイナスの状態が継続し不安定なことを踏まえると、一部借入金返済を行い、有利子負債の削減と自己資本の充当を進めることで、負債と資本のバランスを安定的に維持することで、さらなる財務体質の健全化を進めてまいります。

当社の連結業績及び財政状態は、第101期(2024年3月期)は売上高1,307百万円、営業損失△61百万円、経常損失△42百万円、親会社株主に帰属する当期純損失△115百万円、総資産1,857百万円、負債958百万円、純資産899百万円、第102期(2025年3月期)中間連結会計期間は売上高768百万円、営業損失△35百万円、経常損失△38百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失△40百万円、総資産1,918百万円、負債943百万円、純資産975百万円となりました。紡績事業は前年同期と比較して生産数量は微減しているものの生産銘柄の入れ替え(官需要)により平均単価が上昇したことで、売上高は増加しております。テキスタイル事業は前連結事業年度から引き続き中東及び東アジア各マーケットにおけるコロナ禍からの回復が順調であり、受注状況は好調に推移した結果、大きく増収となりました。出荷状況につきましては、委託加工先のスペース及び人手不足との兼ね合いによる染色作業や梱包作業の遅れへの懸念があったものの、成約済み契約の消化に注力し、足元における出荷は順調に進んでおります。一方、為替相場が引き続き不安定であると予想されますので、現段階から生機や加工場の確保をしております。ヘルスケア事業は子会社である中部薬品工業の販売状況は順調に推移しており、特に「中薬たんきりのど飴」は新規にて大手ドラッグストアへ定番導入され売上を継続的に伸ばしております。また、新商品のウエハースサプリは、大手販売店薬剤売場での導入が進み、当初計画以上の売上を達成しております。一方、既存商品は大手ドラッグストアからの返品が発生しております。リサイクル事業は国内を中心にリサイクル市場の需要動向は回復傾向にあり、出荷数量は順調に推移しておりますが、一時的な機械トラブルによる生産数量の低下があり製造原価が悪化しております。上述したように各事業の拡大及び黒字化を目指すものの現事業規模及び今後の厳しい経済状況を鑑みると現状のままでは株主の皆様のご期待に充分お応えすることが難しいと考えており、更なる成長のため、新たな事業を早期に具現化すること及び当社の財務状況を鑑みて新たに資金調達が必要であると判断しました。当社のM&Aを実施する基本方針としては、M&A先の十分な精査を行い、確実に収益が見込める会社しかM&Aはいたしません。救済型ではなく、後継者不足等で利益が見込める会社に絞っております。ゆえに、M&Aにより、まずは当社の赤字を解消し黒字化を目指します。

会社の収益は株価に大きく寄与するものと考えており、黒字化により株価の上昇が期待できます。また、黒字化になれば、株主の皆様に対しての配当も検討してまいります。

つきましては、既存事業の強化及び本格的に取組み始めたM&A戦略である本経営方針にご賛同いただける投資家様からの出資をいただいで、事業を推進する投資を行うため、加えて、財務基盤の安定化を図るため、新規発行株式並びに新株予約権の発行による本第三者割当による資金調達を実行することいたしました。

## (2) 本第三者割当を選択した理由

上記「4. 募集の目的及び理由(1) 第三者割当の目的」、及び「(3) 調達する資金の具体的な使途」に記載した内容を進めるに当たり、機動的な資金調達ができる方法を検討してまいりました。様々な調達方法がある中、それぞれのメリット・デメリットを下記のように勘案した結果、本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、一定の額を速やかにかつ確実に調達できる方法であり、直近の資金需要に対処するとともに、本新株予約権により割当先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、当社及び当社既存の株主にとっても、本新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があると判断して採用いたしました。

### (A) 金融機関からの借入

金融機関からの借入につきましては、当社の過去の決算状況及び現在の財務状況を鑑みて、新規融資を受けることは困難と判断し資金調達方法の候補から除外することいたしました。

### (B) 公募増資

公募増資は、有力な資金調達手段の1つではありますが、調達金額に比べてコストが高く、当社の現在の業績の状況等を考慮すると必要な資金が調達できるかは不透明であり、実現可能性は低いと考えられることから、現時点における資金調達方法としては現実的ではないと判断いたしました。

(C) 株主割当てによる株式、新株予約権の発行

株主割当てによる新株の発行につきましては、前回2020年11月の株主割当てによる増資時に、応募がなされなかったことによる失権株が当初予定発行株式数の3割を超過したことを踏まえ、必要な資金が確保できる確実性に乏しいと判断しました。

また、株主割当てによる新株予約権の発行につきましても、発行当初からの業績や株価の変動によって発行株式数が不確定となることはリスクであり、行使される数が多数の一般投資家による投資判断に依拠することを踏まえると、当社ビジネスへの一定の理解のある投資家に割り当てる方法のほうが行使の確実性が高いものと判断しました。以上を勘案した結果、検討から除外いたしました。

(D) ライツ・オファリング（コミットメント型）

コミットメント型ライツ・オファリング（特定の証券会社等の金融機関との間で、当該金融機関が予め一定の期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを引受けた上でそれらを行行使することを定めた契約を締結する、ライツ・オファリングのスキームの一形態）は、当該スキームを採用することによって、資金調達額が当初調達していた額に到達せず、又はそれにより想定していた資金使途に充当できないこととなるリスクを低減させることができる利点があります。当社は、前回の株主割当てによる増資時より、同スキームについてもその実現可能性を検討しておりますが、現時点においては当社にとって受入可能な資金調達額及びスケジュールでの引受けを検討できる証券会社が見出せていないことから、引き続き資金調達方法の候補から除外しております。

(E) 社債の発行

引受先が見つかる場合は、短期間・低コストで比較的容易に発行が可能である一方、金利負担が発生することに加え、引受先を見つけることが困難であると判断いたしました。

当社が重視した、本新株式及び本新株予約権を組み合わせることへのメリットとデメリットとなる要素は以下のとおりであります。

メリットとなる要素

- ① 当初における一定の資金調達として、本新株式及び本新株予約権の発行により、証券の発行時に一定程度の資金を調達することが可能となっております。
- ② 本新株予約権の対象株式数は、発行当初から発行要項に示される 50,000,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

- ③ 一部を新株予約権として発行することで、その行使は時期が分散されるものと見込まれることから、短期間に大量の株式を発行する公募増資などと比べ、当社株式の需給関係への影響を一定程度軽減させることが期待できます。

デメリットとなる要素

- ① 本新株式及び本新株予約権の両者ともに、第三者割当方式という、当社と割当予定先の相対契約であるため、新たな資金提供元を発掘するという点において限界があります。
- ② 本新株予約権については、割当先が行使を行わない可能性があり、権利が行使されない場合、資金調達額は、当社が想定した額を下回る可能性があります。
- ③ 本新株の発行及び本新株予約権の行使が進んだ場合、最終的には54,000,000株の新株式が交付されるため、既存株式の大幅な希薄化が生じ、有利発行であるため株価下落のリスクも考えられます。

以上を検討の結果、現在実現可能であると考えられる資金調達の方法の中で最も確実性が高いこと、当社の独立性を維持することができることなどを総合的に勘案して、第三者割当増資が適切であると判断いたしました。

## 本新株予約権の発行に関するリスク情報について

### ① 本新株予約権の失権リスク

本新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合には、当社の資金ニーズに沿った資金調達が困難になる可能性があります。その場合においては、資金使途に記載した通りの資金の投下ができず当社の事業推進に大きな影響を及ぼす可能性があります。そのため、本新株予約権が大幅に行使されず当社の事業推進に影響を及ぼすと判断した場合には、必要に応じて別途資金調達を検討いたします。なお、現時点においてその資金調達方法については未定です。

### ② 株式価値の希薄化リスク

本新株予約権の権利行使に伴い発行される株式は50,000,000株（議決権500,000個）となります。これは2024年11月19日現在の発行済株式21,481,494株に対し232.76%に相当し、また、本新株式を発行した際の株式の増加数は4,000,000株（議決権40,000個）であり、その合算した数54,000,000株（議決権540,000個）は、本日現在の発行済株式21,481,494株の251.38%（議決権総数212,248個に対しては254.42%）となり、株主価値が希薄化することとなります。しかしながら、本第三者割当により調達した資金は、「4. 募集の目的及び理由（3）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、企業価値向上のため、安定した収益を上げられる新規事業を模索していくことを予定しております。そのため、中長期的には既存株主利益の維持向上へ繋がるものと考えており、また換言しますと、当該資金ニーズを満たせない場合、安定した収益基盤を確保し事業を持続的に発展させることができないこととなり、恒常的に赤字の体質から脱却できず、結果的には株主利益の毀損へとつながるものと考えていることから、本第三者割当は既存株主の皆様利益に貢献するものと考えております。

### ③ 株主構成の変動リスク

本新株予約権の権利行使に伴い株式が発行されることにより新たに大株主の異動が生じるとともに、大株主構成に変動が生じる可能性があります。今回の割当予定先は他の株主から独立しており、共同で議決権を行使するような組織は形成されていないことを割当予定先から口頭にて確認しております。

### ④ 有利な発行価格及び行使価額にて新株予約権を発行するリスク

本新株予約権の発行価額につきましては、本新株予約権の発行価額の算定において、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社 Stewart McLaren(所在地：東京都港区東麻布一丁目15番6号)に依頼し、その評価である本新株予約権1個あたりの価格は77円となりました。また、本新株予約権の行使価額も本第三者割当の決定に係る当社取締役会決議日の直前取引日(2024年11月18日)の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値

である78円及び本第三者割当の発行価額及び権利行使価額については「2025年3月期第2四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）」における当社の1株あたり純資産（2024年9月末時点）である45.9円を考慮し、各割当予定先との協議のうえ、1株あたり60円といたしました。発行価額については、割当予定先に特に有利な条件で発行するものと判断し、また、行使価額についても当社株価を下回ることから、当社の今後の株価推移に影響を与える可能性があります。当社としては、上記「4. 募集の目的及び理由（2）本第三者割当を選択した理由」のとおり、資金の調達方法について、間接金融も含めた他の手段を行うことも検討しましたが、現時点にて現在の資金ニーズを満たす規模の資金調達が必要であります。なお、本新株予約権の発行につきましても、割当予定先に特に有利な条件で発行するものと判断し、2024年12月19日開催予定の当社臨時株主総会において特別決議により、株主の皆様のご判断を仰ぐことといたしました。

### (3) 調達資金の使途

(本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途)

| 具体的な使途                   | 支出予定額 (百万円) | 支出 (予定) 時期       |
|--------------------------|-------------|------------------|
| ① テキスタイル事業の原材料の調達及び加工費用等 | 120百万円      | 2025年1月～2026年12月 |
| ② 紡績事業の製造設備の修繕及び新設等      | 50百万円       | 2025年1月～2026年12月 |
| ③ 財務基盤強化のための借入金返済資金      | 30百万円       | 2025年1月～2025年12月 |
| 合計                       | 200百万円      |                  |

(本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途)

| 具体的な使途                     | 支出予定額 (百万円) | 支出 (予定) 時期       |
|----------------------------|-------------|------------------|
| ④ 事業の拡大を目的としたM&Aに伴う株式取得費用等 | 3,020百万円    | 2025年1月～2028年12月 |
| 合計                         | 3,020百万円    |                  |

(注1) 調達した資金につきましては、支出するまでの期間、銀行口座において安定的な資金管理をいたします。

(注2) 今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合等、その状況に応じて、金額又は支出予定時期は変更する可能性があります。

(注3) 手取金の使途の優先順位は、上記①を最優先、以下②、③、④の順にて充当する予定で、不足が生じた場合には別途対応検討いたします。

## 5. 発行条件等の合理性

今回の資金調達が予定どおり実現されれば、上記「4. 募集の目的及び理由（3）調達する資金の具体的な用途」に記載した取組みに必要な資金を獲得できると考えております。この資金を有効に活用することによって、当社の中期計画にそった成長戦略を実行し企業価値の向上を実現することは、既存株主の利益にもつながるため、当該資金の使途は一定の合理性を有していると判断しております。

### （1）発行価額の算定根拠

#### ① 本新株式

当社は、本株式の割当予定先との間で、本第三者割当により発行する本株式の払込金額について協議を重ねた結果、本株式の発行価額は、本第三者割当に係る取締役会決議の前取引日（2024年11月18日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の35.90%に相当する金額である50円といたしました。本株式の発行価額は、当該前取引日までの直前1か月間の当社普通株式の終値単純平均値である80円（小数第1位四捨五入。以下、終値単純平均値について同様に計算しております。）に対して37.50%（小数第3位四捨五入。以下、ディスカウント率について同様に計算しております。）のディスカウント、同直前3か月間の終値単純平均値である83円に対して39.76%のディスカウント、同直前6か月間の終値単純平均値である89円に対して43.82%のディスカウントとなっております。

本株式の発行価額については、現在の当社大株主であり本株式の割当予定先であるPT ASIA PLASTIK VICTORIとミツワ樹脂工業株式会社との間で協議を行い、割当予定先としては、当社がこの直近3期である2022年3月期から2024年3月期まで連続して営業損失、経常損失を計上していることとなり、現状の当社の財務状況や本第三者割当による希薄化の影響等を考慮すると割当予定先のリスク判断としては少なくとも株価の下落の可能性を想定していること、そして本株式の引受の検討にあたっては当社の財務状況等に基づき割当予定先としては当社の純資産は引受け交渉開始時点で約9億円（一株あたりの純資産の株価は約45円）であり、先方からは45円の株価を希望されましたが、それではディスカウント率が50%近くなるため、複数回にわたり協議を重ねた結果、年初来安値の65円と一株あたりの純資産の株価は約45円のほぼ中間値である50円で新株式は引受けてもらうこととなりました。当社取締役会としても、現在の当社の状況を考慮すると、本資金調達と同等以上のスピード感を持って本資金調達と同等以上の金額を他の方法により調達することは事実上困難であり、現時点において当該条件にて速やかに本資金調達を実行することは必要かつ適切であると判断いたしました。

かかる本株式の発行価額は、会社法第199条第3項に規定される割当予定先にとって特に有利な金額に

該当すると考えられることから、本臨時株主総会における特別決議にて株主の皆様の承認を得ることを本株式の発行の条件としております。

さらに、当社監査等委員3名全員（うち会社法上の社外取締役2名）からも、発行価額が割当予定先に有利であることに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行として、本臨時株主総会における特別決議にて株主の皆様の承認を得ることを本株式の発行の条件である旨の見解を得ております。

## ②本新株予約権

本新株予約権の行使価額60円は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2024年11月18日）における当社普通株式の終値78円に対して、23.08%のディスカウントとなります。なお、当該行使価額60円につきましては、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の直前取引日（2024年11月18日）までの直近1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値80円（小数点以下を四捨五入。以下、平均株価の計算について同様に計算しております。）に対し25.00%のディスカウント（小数第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率について同様に計算しております。）、同直近3ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値83円に対し27.71%のディスカウント、同直近6ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値89円に対し32.58%のディスカウントとなります。当社は、第4回新株予約権の発行価額を1個当たり77円として発行いたしますが、上記のとおり行使価額が当社の株価水準から大幅にディスカウントされていることから、かかる発行価額にて本新株予約権を発行することは、割当予定先に特に有利な金額で発行するものに該当する可能性が高いものと判断し、本株主総会にて、大規模な希薄化及び有利発行による第三者割当に関する議案の承認（特別決議）を得ることといたしました。これは2024年9月末の1株当たり純資産約45円より約15円高い価格となります。かかる1株当たりの払込金額は現在の当社株価と比較して約23.08%近いディスカウントとなるものの、現在の当社の状況を考慮すると、かかる払込金額が引受の条件である旨の説明を受けました。従って、本スキームが現在の当社にとって最善の手段であると考えているため、合理性があるものと判断し、既存株主の皆様へお諮りすることといたしました。

また、第三者評価機関からの評価書の有無に関わらず、本株主総会にて、大規模な希薄化及び有利発行による第三者割当に関する議案の承認を得ることから本新株予約権の評価書は取得しておりません。過去、割当予定先候補者と協議をしたものの、かかる大規模な金額の増資を引き受けていただける候補者は他にこの条件では見つかりませんでした。当社としては、本資金調達によって調達した資金を上記「4. 募集の目的及び理由（2）調達する資金の具体的な用途」に記載のとおりに充当することで、株

主の皆様のご理解が得られるものと判断いたしました。

また、発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠といたしまして、本新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は、最大で50,000,000株であり、本新株予約権の目的となる最大の株式数は固定されているため、発行後の交付予定株式数の変動は原則としてありません。なお、この最大の株式数（50,000,000株（議決権ベースで500,000個））は、2024年9月30日現在の当社発行済株式総数21,481,494株（議決権数212,248個）に対して232.76%（議決権ベースで235.57%）にあたります。したがって、希薄化率が25%以上となることを見込まれることから、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき、本株主総会にて株主の皆様ご意思確認手続を取らせていただくことといたしました。本資金調達は、大規模な希薄化を伴い、短期的には流通株式の増加による株価の下落等、既存株主の皆様ごに不利益を与えることとなりますが、当社は、当面の必要資金を確保した上で十分な資金をもってKITABO M&A Consultant部門で本格的な事業を進めたいと判断しております。

なお、上述で第4回新株予約権の発行価額を1個当たり77円として発行いたしますが、この算定は、第三者算定機関である上記に明記しました株式会社Stewart McLaren(所在地：東京都港区東麻布一丁目15番6号)に算定を依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や格子モデルといった他の価格算定手法との比較及び検討を実施したうえで、一定株数及び一定期間の約定の中で段階的な権利行使がなされること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の買取契約に定められたその他の諸条件を適切に算定結果に反映できる価格算定手法として、一般的な価格算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法(モンテカルロ法)を用いて本新株予約権の評価を実施しています。汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法(モンテカルロ法を含む)は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させて将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路のうえでの新株予約権権利行使から発生するペイオフ(金額と時期)の現在価値を求め、これらの平均値から理論的な公正価値を得る手法です。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資において発行する当社株式の数は4,000,000株(議決権数40,000個)、並びに本新株予約権がすべて行使されたと仮定した場合の発行する当社株式の数は54,000,000株(議決権数540,000個)の予定であり、2024年9月30日現在の発行済株式総数21,481,494株(2024年9月30日現在の総議決権数212,248

個)に対して251.38%(議決権比率254.42%)の割合で希薄化が生じます。

したがって、希薄化率が25%以上となることを見込まれることから、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき、本株主総会にて株主の皆様ご意思確認手続を取らせていただくことといたしました。

本資金調達には、大規模な希薄化を伴い、短期的には流通株式の増加による株価の下落等、既存株主の皆様へ不利益を与えることとなりますが、当社は、当面の必要資金を確保した上で十分な資金をもって、本第三者割当により調達した資金を上述の「調達資金の用途」のとおり、①テキスタイル事業、②紡績事業、③財務基盤強化のための借入金返済、④M&Aに伴う株式取得費用に充当する予定であり、これによって財務基盤を一層強化させるとともに確実に利益を生み出す企業体質へと改善し、新規事業の中長期的な成長により収益基盤を強化することを目指しており、中長期的な観点から当社の企業価値及び株主価値の向上につながり、当社の既存株主の皆様ご利益に貢献できるものと考えております。

当社取締役会といたしましては、本新株式の発行及び本新株予約権の発行と行使の進捗により、このような資金調達が無ければ成し得ない、抜本的な投資施策が可能になり、それは既存株主の皆様も含めた株主価値の向上に貢献するものであると判断しており、本第三者割当による希薄化は大規模であるものの、既存株主への悪影響の程度は、本第三者割当によるメリットに比較して限定的なものであると判断しております。当社取締役会におけるこれらの判断に対して、社外取締役及び監査役からは特段の意見は表明されておられません。しかしながら、当社取締役会は、株主意思の尊重する観点から、本第三者割当の必要性及び相当性については、株主の皆様ご意思確認を実施することとし、本臨時株主総会において特別決議による承認が得られることを条件としております。

## 6. 第三者割当による新株式及び新株予約権の内容

本新株式の発行要項及び本新株予約権の発行要項は、それぞれ以下の通りです。

### ① 新株式発行

- |                |                                                              |
|----------------|--------------------------------------------------------------|
| 1. 発行新株式数普通株式  | 4,000,000株                                                   |
| 2. 払込金額        | 1株につき 50円                                                    |
| 3. 払込金額の総額     | 200,000,000円                                                 |
| 4. 増加する資本金の額   | 100,000,000円                                                 |
| 5. 増加する資本準備金の額 | 100,000,000円                                                 |
| 6. 払込期日        | 2025年1月15日                                                   |
| 7. 募集又は割当方法    | 第三者割当の方法による                                                  |
| 8. 割当予定先       | PT ASIA PLASTIK VICTORI 2,000,000株<br>ミツワ樹脂工業株式会社 2,000,000株 |
| 9. 払込取扱場所      | 北國銀行本店営業部                                                    |
| 10. その他        | 前記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。                    |

### ② 新株予約権発行

- |                        |                                  |
|------------------------|----------------------------------|
| 1. 新株予約権の発行金額の総額       | 38,500,000円                      |
| 2. 申込期間                | 2024年12月20日～2025年1月15日           |
| 3. 払込期日                | 2025年1月15日                       |
| 4. 割当日                 | 2025年1月16日                       |
| 5. 新株予約権の総数            | 500,000個（新株予約権1個につき目的となる株数は100株） |
| 6. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 |                                  |
- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は50,000,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。ただし、本項(2)及び(3)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が下記7(2)の規定に従って行使価額（下記7(1)に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記7(2)に定める調整前

行使価額及び調整後行使価額とする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる下記7(2)②及び⑤による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 7. 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により当社が普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、60円とする。ただし、行使価額は本項(2)の規定に従って調整されるものとする。

### (2) 行使価額の調整

- ① 当社は、本新株予約権の割当日後、本項②に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{交付行株式数}}$$

- ② 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- 一 当社が普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約

権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- 二 株式分割又は株式無償割当により当社の普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社の普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社の普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社の普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- 三 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- 四 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- 五 本号一乃至三の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号一乃至三の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌

日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに第4回新株予約権を行使した第4回新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{交付行株式数}}$$

- ③ 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- ④ 行使価額調整式の各数値については、次の各号に従う。
- 一 0.01円未満の端数を四捨五入する。
  - 二 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第②号二の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- ⑤ 本項②の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- 一 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - 二 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ⑥ 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

3,038,500,000円

新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、上記6記載の株式の数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

10. 新株予約権の行使期間

2025年1月16日から2028年1月15日までとする。ただし、下記13に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

11. 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

(1) 新株予約権の行使請求受付場所

北日本紡績株式会社 総務部

石川県白山市福留町201番地1

(2) 新株予約権の行使請求取次場所

該当事項はない。

(3) 新株予約権の行使請求の払込取扱場所

株式会社北國銀行 本店営業部

12. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできない。なお、本新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能

株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。

13. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して当該各取引日に適用のある行使価額の120%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき当初発行価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。

なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。

14. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

15. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数は、残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類は、再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数は、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- ④ 新株予約権を行使することのできる期間は、上記10に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、上記10に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、上記9(2)に準じて決定する。
- ⑥ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記7(1)に定める行使価額を基準

に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

- ⑦ その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件は、上記12及び13に準じて決定する。
  - ⑧ 新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
  - ⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
16. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法
- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記10に定める行使期間中に上記11に記載の新株予約権の行使請求受付場所に提出しなければならないものとする。
  - (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、(1)の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記11に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
17. 本新株予約権の行使の効力発生時期
- 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に必要な書類が全部上記11に定める新株予約権の行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記11に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。
18. 本新株予約権証券の発行
- 当社は、本新株予約権に関する新株予約権証券を発行しないものとする。
19. 株券の不発行
- 当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しないものとする。
20. 株式の交付方法
- 当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の記録を行うことにより株式を交付する。
21. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

- (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会 場：石川県白山市福留町201番地 1

当 社 2階会議室

TEL (076) 277-7530

(開催場所が前回の定時株主総会と異なっておりますので、お間違のないようお願い申し上げます。)



【電車でのアクセス】JRいしかわ鉄道「加賀笠間駅」東口下車、徒歩約10分。

※会場にはエレベーターがございません。

お手伝いが必要な株主様は運営事務局スタッフにお声掛けください。また、筆談等が必要な株主様には運営事務局スタッフが対応いたします。お気軽にお申し付け下さい。

株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 株主メモ

|                   |                                                                                                                     |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業年度              | 毎年4月1日から翌年3月31日まで                                                                                                   |
| 定時株主総会            | 毎年6月下旬                                                                                                              |
| 公告方法              | 電子公告 ( <a href="http://www.ktbo.co.jp">http://www.ktbo.co.jp</a> )                                                  |
| 株主名簿管理人           | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号<br>三井住友信託銀行株式会社                                                                                   |
| 郵便物送付先<br>(電話照会先) | 〒168-0063<br>東京都杉並区和泉二丁目8番4号<br>三井住友信託銀行株式会社 証券代行部<br>電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)<br>取次事務は三井住友信託銀行株式会社の全国各支店で行っております。 |
| 上場金融商品取引所         | 東京証券取引所 スタンダード市場                                                                                                    |